

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案（概要）

趣旨

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 14 号）の施行に伴う政令事項のうち、令和 6 年 4 月 1 日に施行される財政措置に係る事項（特別の交付金の交付及び起債の特例に関する事項）を定める。

概要

1. 特別交付金の交付関係

改正法により、新型インフルエンザ等対策に係る都道府県又は市町村の負担を軽減するため、国庫負担率を嵩上げする特別交付金に関する規定を新設（特措法第 69 条の 2 関係）

(1) 地方公共団体の負担額の算出（政令案第 23 条の 2 関係）

- 特別交付金交付額の算定に当たり、交付対象となる費用ごとの都道府県又は市町村の負担額を算出
都道府県負担額：都道府県の支弁又は補助額から、国の負担、補助又は交付金の額を控除した金額
市町村の支弁に係る都道府県の負担額から、国の負担額を控除した金額
市町村負担額：市町村の支弁額から、都道府県負担額を控除した金額

(2) 特別交付金交付額の費用別の交付方法（政令案第 23 条の 3 関係）

- 特別交付金の交付に当たり、交付対象となる費用ごとに交付額を分割し、各費用に係る通常の国の負担割合に加算して交付
$$\text{費用別交付額} = \frac{\text{交付対象となる費用ごとの都道府県又は市町村の負担額}}{\text{都道府県又は市町村に係る特別交付金交付額}} \times \frac{\text{都道府県又は市町村の負担額の合算額}}{\text{当該費用ごとの都道府県又は市町村の負担額の合算額}}$$

(3) 特別交付金の交付時期（政令案第 23 条の 4 関係）

- 特別交付金の交付に当たっては、費用別交付額を通常の国の負担金、補助金又は交付金とあわせて、当該年度内に交付（年度末に発生した場合など、やむを得ない事情があると認められる場合は、翌年度以降に交付）

2. 起債の特例関係（政令案第 23 条の 5 関係）

改正法により、新型インフルエンザ等発生時における地方公共団体が実施する措置に要する費用について、地方財政法の特例として地方債の発行を可能とする特例に関する規定を新設（特措法第 70 条の 2 関係）

- **地方債の発行可能団体**：都道府県、保健所を設置する市及び特別区、総務大臣が指定する市町村
- **財政融資資金で引き受けた場合の利息の定率及び償還方法**：災害復旧事業債の利率、10 年以内半年賦（2 年以内据置）

3. 施行日（附則関係）

- 令和 6 年 4 月 1 日（改正法附則第 1 条ただし書の改正規定の施行の日）